

災害復興掲示板

本庁 ☎24 - 1111

吉田支所 ☎52 - 1111

三間支所 ☎58 - 3311

津島支所 ☎32 - 2721

宇和海支所 ☎62 - 0311

※詳しくは、お問い合わせください。

復興へのあゆみ vol.12

復興に向けて一。あゆみを進める人を紹介します。

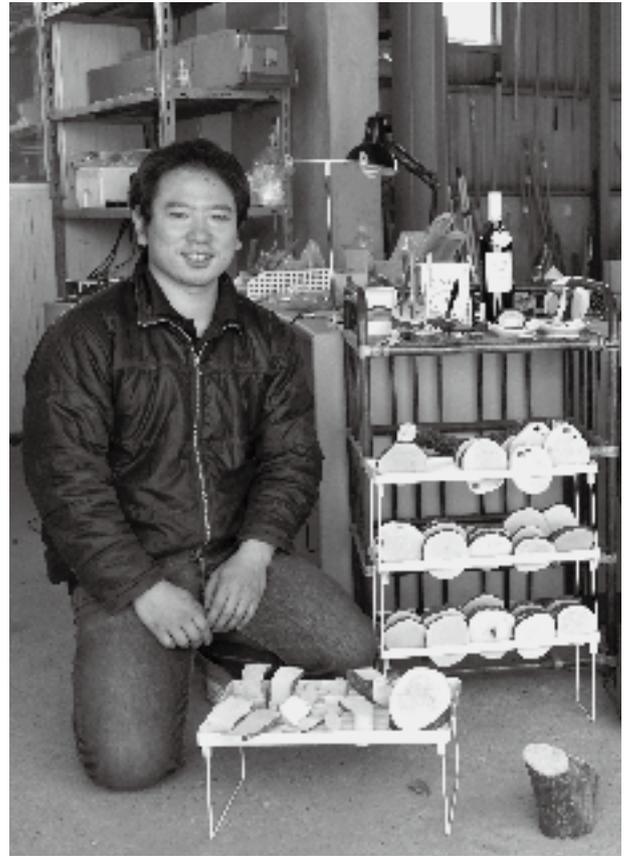
ミカンの木で作った小物で まちの賑わいにつなげたい

平成30年7月豪雨により大きな被害を受けたかんきつ産業の復旧・復興を後押しするため、みかんボランティアセンターが中心となり、ミカンの木を活用した小物づくりに取り組んでいます。

発災から1年8カ月が経過したものの、流れてきた土石が手つかずのまま残されている園地もあります。その中でも、昨年5月には愛媛・南予の柑橘農業システムが日本農業遺産に認定されるなど、復旧・復興を後押しする話題も少しずつ出てきています。明るい話題を続けて提供していきたいとの思いから、みかんボ

ランティアセンターとNPO団体などが協力し、かんきつ産業のPRにつながるアイデアを出し合ってきました。その中で、植え替えによって切られたミカンの木を活用した取り組みが始まりました。

岡田さんはアクセサリー作りの仕事をしていたこともあり、ものづくりなどの加工が得意だったため、ミカンの木の加工品を作ることにしました。木を輪切りにして乾燥させ、表面がなめらかになるまで磨いて仕上げていきます。ペン立てやハンコ置きなどの文房具や、靴べら、タイピン、栓抜きなどの生活用品、カス



みかんボランティアセンター

岡田 雅信 さん

profile

西条市出身。平成30年7月豪雨発災後、災害ボランティアとして本市の復旧・復興に携わる。令和元年5月には移住し、JAえひめ南の農業アルバイトとしてみかんボランティアセンターの運営をサポート。

義援金の配分申請

平成30年7月豪雨災害の被災者に、市内外から寄せられた義援金を県および市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分しています。

すでに義援金の配分を受けている人については、追加配分は登録している指定口座に振り込みます(再度申請は不要)。義援金の配分対象(住家被害を受け、罹災証明書の交付を受けた世帯など)で、まだ配分を受けられていない人は申請が必要です。期限までに申請手続きを行ってください。

【申請期限】6月30日(火)

【問合先】財政課財政係 ☎49-7008

災害復興住宅融資の申込期間延長

住宅金融支援機構が行っている、平成30年7月豪雨災害被災者に対する災害復興住宅融資について、令和3年7月31日まで受付期限が延長となりました。

【対象】平成30年7月豪雨により、住宅が「全壊」「大規模半壊」または「半壊」し、罹災証明書の交付を受けた人

【問合先】住宅金融支援機構お客様コールセンター
災害専用ダイヤル(祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時) ☎0120-086-353

生活再建無料相談会

【とき】5月17日(日) 午前10時～午後3時

【ところ】吉田公民館

【内容】平成30年7月豪雨災害に関する生活再建の相談

- ▶家の購入資金
- ▶住宅ローンの支払い
- ▶条件に合う賃貸物件
- ▶被災した土地の整理など

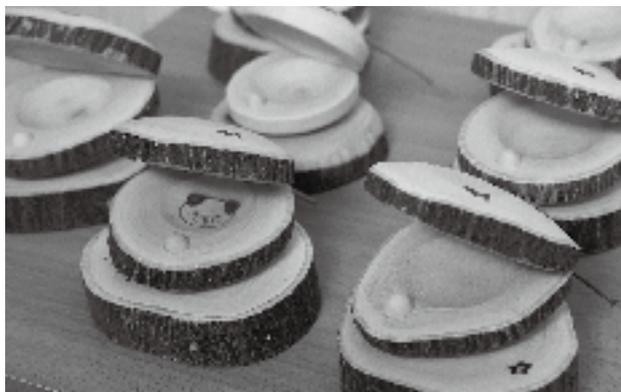
【問合先】市地域支え合いセンター(社会福祉協議会吉田支所内) ☎52-3115



機械を使用して1つひとつ丁寧に磨きます



木肌を生かした小物がそろいます



カスナネット。きれいな音が鳴り響きます

タネットやキーホルダーなどさまざまなものを作っています。制作したカスナネットなどは、地元の障がい児などの支援団体に提供し、ミュージックケアなどの活動に使っています。

岡田さんは、「今はまだ試作段階。将来的にかんきつ産業のPRにつなげられるように、この取り組みを続けていきたい」と話してくれました。